

指導行政のポイント

10年経験者研修の“評価項目”

菱村 幸彦

10年経験者研修に係る評価項目について、先月、文部科学省から参考例が示された。

文科省として想定している例

新しく制度化された10年経験者研修は、従来の中堅教員研修のような一斉研修方式ではなく、個々の教師の能力・適性に応じた個別研修方式で実施するところに特色がある。

この点について、教育公務員特例法は、「任命権者は、10年経験者研修を実施するに当たり、10年経験者研修を受ける者の能力、適性等について評価を行い、その結果に基づき、当該者ごとに10年経験者研修に関する計画書を作成しなければならない」（20条の3）と定めている。

そこで、課題となるのが、10年経験者研修の対象となる教員の能力や適性等を評価するための評価基準をどうするかである。教育公務員特例法の改正通知（平成14年8月8日付け事務次官通知）は、「評価基準については、文部科学省として想定している例を追って送付する」としていた。今回、「文部科学省として想定している例」を課長通知（平成14年10月17日、教職員課長通知）で示したわけだ。

文科省通知は、中学校と幼稚園に関する参考例のみを提示し、他の学校種については、これを参考に各任命権者で、各学校種の特性をふまえて作成されたい、と述べている。

中学校の参考例では、学習指導に関する評価項目（13項目）、生徒指導等に関する評価項目（10項目）、学級経営その他に関する評価項目（11項目）、総計34項目を示している。

具体的な評価項目を若干拾ってみると、例えば、こんな項目が挙げられている。

(1)学習指導に関する評価項目

- ・年間指導計画に基づき、単元目標を適切に設定するなど、教育課程を適切に実施している
- ・発問、板書などの基本技術が適切である

(2)生徒指導等に関する評価項目

- ・生徒理解を深めるとともに、様々な教育相談の手法を身につけている
- ・いじめなどの問題行動等の指導に対して積極的に取り組んでいる

(3)学級経営その他に関する評価項目

- ・学級経営案を立て、その実現化を図るとともに、適宜、評価を行い、改善に努めている
- ・壁面利用や座席ぎめなど教室環境の整備に努め教室空間の効果的利用に努めている

求められる都道府県の創意工夫

また、各項目の評定については、10年を経過した教諭に求められる最低限の程度を満たしていない、最低限の程度を満たしている、一般的な程度を十分に満たしている、一般的な程度以上に優れている、という4段階評定としている。

文科省の示す評価項目や評定方法は、文科省通知が繰り返し強調しているように、あくまでも参考例にすぎない。実際に評価基準を定めるに際しては、項目の分け方、種類、細密さなど、各都道府県教委等において実施する10年経験者研修の具体的な内容・方法に即して、主体的に作成することが求められる。都道府県教委等の創意工夫がどのように示されるかが注目される。

（ひしむら・ゆきひこ＝公立学校共済組合理事長）

好評！教職研修‘02情報版 資料CD添付

11月の新刊ご案内
指導力不足教員への経営戦略
子どもの奉仕活動・ボランティア活動をどう進めるか
最新指導方法・評価キーワード

教育開発研究所刊

B5判230頁・定価2500円 11月19日発売

A5判220頁・定価2310円 11月19日発売

A5版230頁・定価2415円 11月27日発売